

岩手県監査委員告示第24号

包括外部監査結果の公表（平成22年岩手県監査委員告示第18号）により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年6月5日

岩手県監査委員 高橋 元  
岩手県監査委員 佐々木 大和  
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎  
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 外部監査の種類

平成21年度に実施した地方自治法第252条の37第1項及び岩手県包括外部監査契約書第7条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

一般会計の債権（県税を含む）および公営企業会計（医療局）の債権の管理について

3 監査委員告示

平成22年3月16日付け岩手県監査委員告示第18号

4 岩手県知事からの措置結果通知の内容及び受理日

平成21年度包括外部監査結果に対する措置結果について 平成24年4月18日

5 指摘事項及び措置内容

指摘事項	措置内容
<p>1 生活保護費返還金</p> <p>時効債権の管理について</p> <p>生活保護費返還金については、広域振興局等において債権の放棄及び時効により消滅する債権の状況把握等を行っている。広域振興局等は、債権がこれらに該当した時点で、保健福祉部地域福祉課にその旨を報告し、当該部署において不納欠損処理の手続を行うこととしている。生活保護費返還金は公債権であり、債務者からの時効の援用がなくとも、時効期間である5年が経過すると時効が完成する債権である。</p> <p>監査において、生活保護費返還金のうち発生年度が平成10年度以前のものについて債権の督促や回収の状況を確認したところ、時効が完成しているにもかかわらず、家庭訪問を実施し、返済の意思がないことを確認している債権が存在した。</p> <p>本来であれば、時効が完成した時点で広域振興局等が保健福祉部地域福祉課にその旨を報告し、不納欠損処理すべきであったが、広域振興局等から報告がなされなかったため、不納欠損処理が行われていなかった。</p> <p>今後は債権の性質や不納欠損処理のルールを広域振興局等に周知徹底し、上記のような不備を防止する必要がある。</p>	<p>1 生活保護費返還金</p> <p>時効債権の管理について</p> <p>債権の性質や不納欠損処理のルールを盛り込んだ債権管理マニュアルを平成24年3月に作成し、各広域振興局に配布の上、債権管理事務の周知徹底を図った。</p> <p>平成22年度から、各広域振興局には、四半期ごとに債権管理状況の報告を求め、債権の状況を把握し、必要に応じて生活保護法施行事務監査において指導を行っており、今後も継続し報告を求める。</p> <p>なお、指摘のあった不納欠損処理をすべき事例については、平成23年3月に処理を行った。</p>

<p>2 知的障害者援護施設入所者等徴収金 不納欠損処理の実施時期について</p> <p>知的障害者援護施設入所者等徴収金は、公法上の債権であり時効期間は5年である。当該債権は時効の援用なくして時効が完成する。</p> <p>監査において、債権管理簿で債権の発生状況を確認したところ、時効が完成している債権が約250万円確認された(概ね平成10年から14年に発生したものである)。しかし、県では時効が完成した債権について不納欠損処理を実施していない。消滅した債権について調定することは県の財政を歪めることになるため、時効が完成した場合には適時に不納欠損処理をする必要がある。</p>	<p>2 知的障害者援護施設入所者等徴収金 不納欠損処理の実施時期について</p> <p>債権の時効完成を確認した上、平成21年度に不納欠損処理を行った。</p>
<p>3 心身障害者扶養共済制度掛金 加入者の脱退時期について</p> <p>「心身障害者扶養共済制度条例」(昭和45年岩手県条例第35号)第16条によれば、加入者が掛金を引き続き2月滞納したときには加入者としての地位を失うものとしてされている。しかし、ある加入者については平成15年度から平成18年度にかけて約4年間未納の状況が継続していたが加入者の地位の喪失はなされなかった。これは「心身障害者扶養共済制度条例」に反している。今後は公平な制度運用の観点から、掛金を滞納している者については、同条例に従い適切な時期に脱退させることが必要である。</p>	<p>3 心身障害者扶養共済制度掛金 加入者の脱退時期について</p> <p>平成20年10月に心身障害者扶養共済制度条例と心身障害者扶養共済制度事務処理要領を改正し、掛金滞納時地位喪失手続について整理を行った。</p> <p>これにより、地位喪失要件に該当する掛金滞納者については、適時に脱退させるようにしている。</p>
<p>4 児童保護委託措置費及び児童福祉施設入所者等徴収金 強制執行の実施について</p> <p>児童保護委託措置費及び児童福祉施設入所者等徴収金は「児童福祉法」(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第56条第10項により地方税の滞納処分の例によることができることとされており、強制執行が可能な債権である。また、法を受けて県で定めている児童福祉法施行細則(昭和31年岩手県規則第84号)及び費用徴収事務取扱要領において、滞納を続ける債務者については滞納処分を行うこととしている。</p> <p>さらに、法第56条第8項において措置費等の徴収のため、債務者の収入の状況について調査することができる旨も規定されている。</p> <p>一方、措置費等の滞納者の中には資力があるにもかかわらず、児童の保護措置に納得できない等の理由で支払わない悪質な滞納者が存在するものと思われる。しかし、県は上記要領において、資力が乏しく支払いをすることができない滞納者と悪質な滞納者の区別をしておらず、請求に対</p>	<p>4 児童保護委託措置費及び児童福祉施設入所者等徴収金 強制執行の実施について</p> <p>平成22年2月にワーキンググループを設置し、費用徴収事務取扱要領の見直し及び滞納処分マニュアル策定のため、強制執行の実績を有する他部局の協力も得ながら検討を進めた。</p> <p>平成22年7月に費用徴収事務取扱要領の一部改正及び滞納処分マニュアル策定を行うとともに、徴収担当者への説明会を行った。</p> <p>なお、同マニュアルでは、財産調査の実施方法を具体的に定めており、この調査に基づき、資力が乏しく支払いが困難な滞納者と悪質な滞納者を区別することとしている。</p> <p>また、今後、滞納理由・金額、財産の状況等から悪質と判断される事例が発生した場合は、滞納処分を実施することとする。</p>

して債務者による何らの行為がなされない場合、時効完成によって債権が消滅し、不納欠損処理がなされている。また、過去に強制執行を実施した例はない。

県は債務者の収入の状況について法定の調査権がある上に、保護措置等の実施によって生ずるといふ債権の性質を考慮すると、個別債務者の事情も十分に把握しているものと考えられる。したがって、個別債務者について滞納の期間や金額、収入の状況や支払意思等を総合的に勘案し、悪質な滞納者については法的手段をとる必要がある。

なお、本債権については強制執行等の実績も少なく、法的手段に関するノウハウも不足しているとのことであるから、そのような実績を有する他部局とノウハウの共有や連携を進め、適切な債権管理の実施が望まれる。